

京丹後市入札監視委員会(令和6年度第2回) 議事概要

| | | |
|--------------------------|---|-----------|
| 開催日時 | 令和7年1月21日(火) 午後1時30分～午後4時10分 | |
| 開催方法 | ZoomによるWeb会議 | |
| 出席委員氏名(職業) | 委員長 <small>たかはし</small> 高橋 <small>えいじ</small> 映次 (弁護士) 委員 <small>かくだ</small> 角田 <small>あきら</small> 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 教授) 委員 <small>おおはし</small> 大橋 <small>せいいち</small> 誠一 (公認会計士) | |
| 議事概要 | 1 開会あいさつ (<small>なかにし</small> 中西総務部長) 2 報告事項 3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 <small>たかはし</small> 高橋委員を選出 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (<small>なかにし</small> 中西総務部長) | |
| 審議対象期間 | 令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日 | |
| 抽出案件 | 総件数 | 7件 (備考) |
| 一般競争入札 | 4件 | 対象件数 131件 |
| 公募型指名競争入札 | — | |
| 通常指名競争入札 | 1件 | |
| 随意契約 | 2件 | |
| 委員からの意見・質問 とそれに対する回答等 | 意見・質問 | 回答等 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会意見の内容 | 委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、スライド条項の利用しやすさについて、業者へヒアリングを行い、改善できることがあれば、運用面での改善を図ること。 | |

別紙

「2 報告事項」関係

※ 令和6年度第1回入札監視委員会において、委員からの意見があり、指名停止措置に対する苦情申立制度と、舗装工事の指名業者選定理由における舗装用機械のリースについて検討した内容を報告した。その内、意見・質問のあった項目について記載しています。

| 意見・質問 | 回答等 |
|---|------------------|
| ○苦情申立制度について（意見） 指名停止措置に対する苦情申立制度の判断過程をより明確にするという観点で検討すべきである。 | （意見であるため、回答はなし。） |

「3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 令和6年度（仮称）京丹後市庁舎増築棟等整備工事（建築主体工事）・・・一般競争入札

※ 契約金額が大きく、落札率が高い案件。

| 意見・質問 | 回答等 |
|---|--|
| ○市庁舎増築棟について どの部署が入るかは既に決まっているのか。 | 1階は窓口業務を担当する部署、2階は福祉関係の部署、3階は情報関係の部署が入る予定になっています。 |
| ○入札結果について 落札業者の2回目の入札金額がもし予定価格を超えていたら、電気設備工事と同様に随意契約になっていたのか。 | もし2回目の入札で落札にならなければ、入札としては不落となりますので、おそらく建築主体工事も随意契約に移行していたと思われます。 |
| ○入札参加可能業者数について 2JVが入札しているが、入札参加可能業者数も2JVだったのか。 | 市内の建築一式のA等級は4社いますので、最大4JVは参加可能でありました。 |
| ○入札参加資格があると認めた業者数について 入札参加資格があると認めた業者数というのは、参加申請があり、参加要件が認められた業者数のことか。 | その通りです。 |

| 意見・質問 | 回 答 等 |
|---|---|
| <p>○ハト小屋について ハト小屋とはどのようなものか。</p> | <p>建築用語で、設備用の配管を屋上部分に上げていく配管のスペースのことです。</p> |
| <p>○入札スケジュールについて 設計金額を決めてから開札まではどれくらい期間がかかるのか。</p> | <p>今回は入札公告から開札まで約 1 か月半かかっています。</p> |
| <p>○予定価格について (1) 入札公告までに予定価格は決まっているのか。</p> | <p>予定価格は、開札日の数日前に決定しています。</p> |
| <p>○予定価格について (2) 設計事務所から見積もりが出てきて、それを加味して、工事担当部署で決めるのか。</p> | <p>予定価格の事務は、入札契約課が行い、今回のような金額が大きい案件の場合、副市長が予定価格を決定しています。</p> |
| <p>○設計金額について 設計事務所から見積もりは出てこないのか。</p> | <p>設計段階で、設計事務所から直接工事費までは出てきません。その後、工事担当部署が市の設計を行います。</p> |
| <p>○工事内容について 庇はコストが高くなりそうなややこしいデザインだったのか。</p> | <p>少しデザイン性のある庇ではありますが、すごくアールがかっているような形状ではありません。ただし、価格変動の大きい鉄骨の材料を使用したり、見積もりを採用したりしていますので、価格の違いが出やすいところではないかと考えています。</p> |
| <p>○入札回数について (1) 工事費の大小は関係なく、入札は 2 回までか。</p> | <p>はい。</p> |
| <p>○入札回数について (2) 他の自治体でも大体 2 回までか。</p> | <p>入札回数は、それぞれの自治体で決めています、大体 2 回までではないかと思えます。</p> |

| 意見・質問 | 回答等 |
|--|---|
| <p>○入札回数について (3)</p> <p>例えば工事費がすごく高額な場合は、入札の回数を増やすようなことは検討しないのか。</p> | <p>本来のルールは、入札を2回した後は、再度入札を行うことになっていますが、工事期間や諸事情により随意契約に移行する場合があります。</p> |

2 令和6年度（仮称）京丹後市庁舎増築棟等整備工事（電気設備工事）・・・随意契約

- ※ 初度及び再度の一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札したものがなく不落となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行い、契約金額が大きく、落札率が高い案件。

| 意見・質問 | 回答等 |
|---|--|
| <p>○入札不落の要因について (1)</p> <p>入札不落の要因は何か。</p> | <p>製品価格の高騰や労務単価の変化等を踏まえ、設備関係を高く見積もられたのではないかと推測しています。</p> |
| <p>○入札不落の要因について (2)</p> <p>製品価格や労務単価の影響により入札業者が高めに見積もるのは近年のことか。</p> | <p>コロナ以降、製品価格がどんどん高くなると言われ出しから、実際に影響があるのではないかと推測しています。</p> |
| <p>○予定価格について (1)</p> <p>開札日以降の製品価格や労務単価等の高騰を予定価格に反映することはしていないのか。</p> | <p>予定価格調書は設計書を基に作成しますので、開札日以降の価格高騰を見込んで作成するものではありません。</p> |
| <p>○予定価格について (2)</p> <p>開札日以降の価格高騰を予定価格に反映することができないのは、何か決まりがあるのか。</p> | <p>公共建築物の積算基準や京都府の要綱を基に積算していますが、それらに将来の価格を見込むような内容はありません。</p> <p>ただし、契約後に一定の割合を超える価格高騰があった場合、変更契約で対応するという契約のスライド条項があります。</p> |

| 意見・質問 | 回答等 |
|---|---|
| <p>○スライド条項について (1) 近年でスライド条項を適用した例はあるのか。</p> | <p>あります。</p> |
| <p>○スライド条項について (2) 落札業者との契約において、スライド条項が含まれているのか。</p> | <p>そうです。</p> |
| <p>○随意契約の理由について (1) 今回の理由は、随意契約ガイドラインのどの理由で競争入札に付することが不利と認められるときに該当するのか。</p> | <p>「早急に契約をしなければ契約をする機会を失うおそれがあるとき」に該当します。</p> |
| <p>○随意契約の理由について (2) (意見) 大規模な工事にも関わらず、1.5か月待つと合併特例債を起債できないことで財源不足に陥るから随意契約に移行するというのは、入札に付するタイミングが遅かったのではないかという印象を受けた。</p> | <p>(意見であるため、回答なし)</p> |
| <p>○入札金額について 1 回目入札金額から採用金額まで相当金額が下がっているが、どの費用を落としているのか。もしくは1 回目入札金額がかなり高かったのか。</p> | <p>今回の工事は見積もりが多く、物価高騰等により、最初の入札金額はかなり高く入れられていたのではないかと推測しています。</p> |
| <p>○施工状況について 1 回目入札金額から採用金額まで相当金額が下がっているが、しっかり施工はできているか。</p> | <p>現在施工中ですが、スケジュールに合わせて施工してもらっています。</p> |

3 公共浄化槽設置工事その3・・・一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

| 意見・質問 | 回答等 |
|--|--|
| <p>○抽選について (1)</p> <p>同じ業者が同日に3件落札していて、それぞれ9者、9者、15者による抽選であるが、1215分の1の確率で3件落札したということか。</p> | <p>抽選については、システムで機械的に行っており、その確率でたまたま同じ業者が落札したということになります。</p> |
| <p>○落札業者について</p> <p>同日に3件落札したが、施工に問題はなかったか。</p> | <p>問題なく完成しています。</p> |
| <p>○抽選について (2)</p> <p>同じ業者が同日に3件抽選で落札したことについて、他の業者から反応はなかったか。</p> | <p>直接は何も聞いていません。</p> |
| <p>○抽選について (3)</p> <p>抽選の結果は業者の偏りがあるのか。</p> | <p>偏っている年度もあります。</p> |
| <p>○入札方法について</p> <p>浄化槽設置工事はどうしても抽選になるが、入札を行うことが最適な方法なのか。</p> | <p>入札を行うことが原則であり、確かに全者抽選になる場合は多いですが、そうならないときもありますし、他の等級の場合は参加者が少ない場合もあり、業者は施工場所により選んでいますので、例えば最初から抽選を行うというわけにはいきません。</p> |

4 浅茂川地区マンホールポンプ設備工事その1・・・一般競争入札

※ A等級で抽選（同価入札によるくじ引き）にはならなかった案件。

| 意見・質問 | 回答等 |
|---|--|
| <p>○入札金額について (1)</p> <p>今回の入札金額の差は、入札者の積算の精緻化の問題なのか、市の仕様の粗さの問題なのか、どちらの影響が大きいのか。</p> | <p>制御盤等の製作費用で、差が出たのではないかと推測しています。</p> |
| <p>○入札金額について (2)</p> <p>今回のように入札金額に差が出る方が普通なのか。</p> | <p>今回は各業者の機器の仕入先との商談で決まってくる機器費のウエイトが大きいため、各業者が同じ金額にならないのではないかと推測しています。</p> |
| <p>○機器費について (1)</p> <p>仕様書ではメーカーを指定しているのか、もしくは同等品を認めているのか。</p> | <p>仕様書は一般的な仕様になっており、同等品であれば、承認していくことになります。</p> |
| <p>○機器費について (2)</p> <p>浄化槽設置工事についても同等品を認めているのか。</p> | <p>はい。</p> |
| <p>○入札金額について (3)</p> <p>浄化槽設置工事はいつも抽選になり、今回の工事は抽選にならないのは何が違うのか。</p> | <p>今回は機器費のウエイトが大きいためではないかと推測しています。</p> |
| <p>○機器について (1)</p> <p>電子制御盤が付いている機器のことか。</p> | <p>はい。水中ポンプの制御盤、遠方監視装置等です。</p> |
| <p>○機器について (2)</p> <p>ポンプと制御盤は同じメーカーか。</p> | <p>関連するものは同じメーカーになってくると思います。</p> |

5 令和6年度 豪商稲葉本家施設外周塀・門瓦取替工事・・・一般競争入札

※ C等級で入札者が1者しかなく、落札率が高い案件。

| 意見・質問 | 回答等 |
|--|---|
| <p>○豪商稲葉本家について 元々は市が買い取り、修繕を行ったということか。</p> | <p>寄付を受けた建物であり、市が当初建築したものではありません。</p> |
| <p>○入札者が少ない要因について (1) 1 者しか入札がなかった要因は何か。</p> | <p>手持ちの仕事量や現場の施工のしやすさについて、C等級の業者がそれぞれ判断された結果ではないかと推測しています。</p> |
| <p>○落札業者について 落札業者の営業所から施工現場までは遠いのか。</p> | <p>一定距離はありますが、遠い町から比べると近いです。</p> |
| <p>○予定価格について 個性のある建物の工事であるが、一般的な工事と比べ、予定価格の算出が難しいことはあるか。</p> | <p>工事内容により予定価格の算出方法が変わることはありません。</p> |
| <p>○工事内容について (1) 瓦の取り替えなら、材質の古さや傷み具合はあまり気にしなくてよいのか。</p> | <p>はい。建物自体はかなり歴史があり、固有性が高いですが、今回は瓦の取り替えであり、工事自体は専門性が高いということではありません。</p> |
| <p>○工事内容について (2) 瓦は特別な仕様ではなく、一般的な瓦を使っているということか。</p> | <p>そうです。</p> |
| <p>○工事内容について (3) 京都では本願寺と書いてある瓦があったりするが、そういう瓦ではないということか。</p> | <p>石州や三州などの産地は選んでいますが、それが手に入りにくかったり、個別に焼成しなければいけなかったりというような特殊性はありません。</p> |

| 意見・質問 | 回 答 等 |
|--|--|
| <p>○入札者が少ない要因について (2)</p> <p>工事発注の時期が要因ということではなかったのか。</p> | <p>瓦の状況等を考慮し、今年度に設計業務を行った後、工事を行う計画にしておき、設計業務を終え、年度末までに工事が完了することを考慮した上で今回の発注時期としています。</p> |
| <p>○工事内容について (4)</p> <p>完成図面の作成とは何か。</p> | <p>既存の図面について、施工途中で修正や変更があった場合、修正や変更をしていただくことにしています。</p> |
| <p>○工事の発注時期について (1)</p> <p>年度末は工事が重なり、入札者が少なくなり困るが、今回の発注時期ならもっと参加してもらえるのではないかと考えていたのか。</p> | <p>年明けの1月や2月になりますと、降雪の心配もありますし、今回の発注時期であれば応札を見込めるのではないかという思いはありました。</p> |
| <p>○工事の発注時期について (2)</p> <p>工事の発注がいつであれば、入札者が多そうかなということから逆算し、設計業務を前年度に発注しておくことは難しいのか。</p> | <p>瓦の取り替えが必要とわかった時期や工事の緊急性を考慮した結果、今回はこの計画で設計業務から工事までを行いました。</p> |

6 令和6年度（R5年災）網野町（501・507）仲禅寺・弥栄町（503）木橋災害復旧工事
 …… 指名競争入札

※ 当初は一般競争入札を行ったが、参加申請受付後に発注者側の都合により中止したため、参加申請のあった業者に対し、指名競争入札を行った案件。

| 意見・質問 | 回 答 等 |
|--|-------------------|
| <p>○工事場所について</p> <p>工事場所が3箇所あるが、それぞれ近い場所にあるのか。</p> | <p>大体2km以内です。</p> |

| 意見・質問 | 回答等 |
|---|--|
| <p>○工事内容について (1)</p> <p>工事場所により工事内容が違うようにも見えるが、3箇所とも同じような技術でできる工事か。</p> | <p>3箇所とも特に難しい工事内容ではありません。</p> |
| <p>○入札中止の理由について</p> <p>発注者側の都合とは何か。</p> | <p>積算参考資料の中で、単価が2通り考えられるような紛らわしい表現があることがわかりましたので、入札を中止しました。</p> |
| <p>○開札日について</p> <p>入札中止により5月30日から7月11日に変わったということか。</p> | <p>そうです。</p> |
| <p>○工事内容について</p> <p>木橋の水路は、元々管が通っていたということか。</p> | <p>そうです。元々は施工後のような管が通っていましたが、災害により管が落ちてしまったという状況です。</p> |
| <p>○仲禅寺の水路について (1)</p> <p>仲禅寺の水路は、完成しているのか。</p> | <p>完成しています。</p> |
| <p>○仲禅寺の水路について (2)</p> <p>ブロック擁壁の両側の野面積みの部分も新設部分か。</p> | <p>そうです。既設の土羽水路に擦り付ける必要がありますので、取合工としています。</p> |
| <p>○仲禅寺の水路について (3)</p> <p>工事箇所の両側の災害で崩れていない土の部分はそのままなのか。</p> | <p>はい。国の災害復旧事業は、崩れた箇所のみが事業採択されますし、崩れていない箇所は被災していませんので、直す必要がないということになります。</p> |
| <p>○仲禅寺の水路について (4)</p> <p>風景としては、全部野面積みにした方が良いように思うが、強度の問題等から難しいのか。</p> | <p>工事場所により工法を変えており、今回は水路の被災でしたので、ブロックを選定しています。例えば柵田等の景観に配慮しないといけない場合は、最初から石積みでの復旧としています。</p> |

7 竹野川衛生センター基幹的設備改良工事・・・随意契約

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が高く、契約金額が大きい案件。

| 意見・質問 | 回答等 |
|--|---|
| ○プロポーザル方式の審査委員会について(1) 審査委員会の委員はどのようなメンバーか。 | 今回は、副市長、関係部長、専門知識を有する外部識者としています。 |
| ○プロポーザル方式の審査委員会について(2) 外部識者とは、どういう方か。 | 今回は、一般廃棄物処理施設の専門的な技術者が在籍している公益社団法人の方をお願いしています。 |
| ○プロポーザル方式の審査委員会について(3) 審査回数は何回か。 | 審査委員会は1回です。 |
| ○プロポーザル方式について(1) 採用業者以外に審査を行った業者は何社か。 | 今回は、採用業者のみです。 |
| ○工事代金の支払いについて(1) 工事代金の支払いは、どのような計画か。 | 1年目は工事の出来高はありませんので、支払いはなく、2年目・3年目はそれぞれの出来高に基づき、年度末に支払う予定としています。 |
| ○工事代金の支払いについて(2)(意見) 業者からすると、先行の支出が多く、後からやっと回収できるような計画で業者に財務的な体力がないと請けられないように感じる。 | (意見であるため、回答はなし。) |
| ○プロポーザル方式について(2) プロポーザル方式の段階で請負金額の上限は決まっているのか。 | 事前に参考見積もりを取り、プロポーザル方式の公募要領に上限金額として示しています。 |

| 意見・質問 | 回答等 |
|--|--|
| <p>○プロポーザル方式について (3)</p> <p>参考見積もりを取った採用業者以外の業者はなぜプロポーザル方式に参加しなかったのか。</p> | <p>採用業者を含めて複数の業者に参考見積もりを依頼しましたが、参考見積もりが出てきたのは採用業者1社でした。</p> |
| <p>○プロポーザル方式について (4)</p> <p>本施設は採用業者の前身の会社が整備してきた背景があり、他の業者に新規参入は難しいという意識が醸成されている可能性はあるのか。</p> | <p>推測の域を出ませんが、他の業者が整備してきた施設の更新については、あまり手を出さない傾向にあるのかもしれない。</p> |
| <p>○プロポーザル方式について (5)</p> <p>そのような傾向は、透明性や公正性としては良くない方向に繋がる可能性もあるため、可能なら何らかの方法を検討してほしい。</p> | <p>競争性の観点から、複数の業者に参加してもらいたいところですが、今回は結果的に1社であったということになります。</p> |

「3 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

| 意見・質問 | 回答等 |
|--|--|
| <p>○入札に参加しなかった理由について (1)</p> <p>なぜ過去2箇年に2回正当な理由なく入札に参加しなかったのか。</p> | <p>手続きを忘れていたようです。</p> |
| <p>○入札に参加しなかった理由について (2)</p> <p>電子入札でも忘れるのか。</p> | <p>電子入札の入札期間内に手続きができていなかったということです。</p> |
| <p>○入札手続きについて</p> <p>参加申請して、入札するという2段階の手続きのうち、1段階しかできていなかったということか。</p> | <p>参加申請していただいた後、応札もしくは辞退の手続きをしていただく必要がありますが、どちらもなかったということです。</p> |

| | |
|--|-----------------------------|
| <p>○指名停止の理由について</p> <p>過去2箇年に2回正当な理由なく入札に参加しなかったという理由で指名停止になるという明文化された基準はあるのか。</p> | <p>指名停止等の措置要綱に明文化しています。</p> |
|--|-----------------------------|

2 談合情報対応状況の報告

| 内 容 |
|------------------|
| <p>今回はありません。</p> |

「6 その他」関係

| 意見・質問 | 回 答 等 |
|--|---|
| <p>○スライド条項について (1)</p> <p>令和4年以降に業者へ周知しているか。</p> | <p>単品スライド条項については、常時運用していますので、ホームページにより周知しています。</p> <p>また、インフレスライド条項については、京都府の運用に準じて運用していますので、その都度工事担当課へ連絡し、契約時には書面により周知しています。</p> |
| <p>○スライド条項について (2)</p> <p>令和4年以降に適用事例はあったのか。</p> | <p>上下水道部の工事で適用があったように記憶しています。</p> |